

# (仮称) 瀬戸市公契約条例要綱案

## 1 条例の目的

市が発注する公共事業等に係る契約を公契約とといいます。公契約での厳しい価格競争を原因とした低価格入札等が引き起こす労働者へのしわ寄せを防止し、本市における公契約の基本方針を定め、公契約の履行に係る労働者等の適正な労働環境の確保及び公契約に係る事務の質の向上を図り、もって地域経済の発展や、豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

## 2 基本方針及び市の責務

次の4つの項目を基本方針とし、市は基本方針の下に公契約に係る施策を推進します。

- (1) 入札及び契約の透明性並びに競争の公正性を確保し、不正行為の排除を徹底すること。
- (2) 予定価格の算出、相手方の決定その他の事務を適切に行うこと。
- (3) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- (4) 地域経済及び地域社会の健全な発展を図ること。

## 3 受注者の責務

受注者は、公契約に係る市の取組に協力するよう努めるとともに、社会的な責任を自覚し、関係法令を遵守し、適正な労働条件の確保と労働者等との対等な労使関係の構築に努めることとします。

また、下請契約等の締結においても、相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならないこととします。

#### 4 市内事業者の活用

受注者が下請契約等の相手方を選定するときや資材等を調達するとき、市内事業者や市内で生産された資材等を活用するよう努めることとします。

#### 5 公契約に関する基本事項

市は、特定の公契約について、受注者に対し、労働条件の確保についての報告を求めることができることとし、必要があると認めるときは、調査を行うとともに、必要な措置を採るべき旨の指導を行うことができることとします。

市は、公共事業の良好な品質並びに労働者等の適正な賃金を確保するため、適正な積算根拠に基づき、予定価格を算出します。

市は、特に必要があると認めるときは、公契約の受注者に対し、履行体制について、調査を行うことができるものとし、是正が必要であると認めるときは、必要な措置を採るべき旨の指導を行うことができることとし、受注者は速やかに是正の措置を講じ、市に措置の内容を報告しなければならないこととします。

市は、公契約に関する取組を適正に行うため必要があると認めるときは、学識経験者、事業者その他関係団体等の意見を聴くことができることとします。

#### 6 条例施行予定時期

令和3年10月から施行予定